

広島県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十九年五月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	呉市音戸町大字音戸字請石七八六番一地从先から呉市音戸町大字音戸字請石七八六番七地先まで	平成一九年五月一日 ○日